

なお、在来鉄道に係る環境基準は、設定されていない。

表 2-6 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針値

新線	等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ ) として、昼間(7時~22時) については60dB(A)以下、夜間(22時~7時) については55dB(A)以下とする。なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあつては、一層の低減に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

### 3 航空機騒音

航空機に係る騒音の基準値としては、航空機騒音に係る環境基準及び小規模飛行場環境保全暫定指針値がある。

(1) 航空機騒音に係る環境基準(昭和48年12月環境庁告示第 154号)

航空機騒音に係る環境基準を表 2-7 に示す。

本環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場及び離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとされており、評価に当たっては WECPNL (加重等価感覚騒音レベル:Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level) を用いる。

なお、松山空港周辺は、Ⅱ類型に指定されている。

表 2-7 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (単位: WECPNL)
Ⅰ	70 デシベル以下
Ⅱ	75 デシベル以下

備考 Ⅰを当てはめる地域: 専ら住居の用に供される地域  
Ⅱを当てはめる地域: Ⅰ以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域

(2) 小規模飛行場環境保全暫定指針(平成 2 年 9 月 13 日環大企第 342号)

表 2-8 に示す本指針は、飛行場及び反復継続される場外離着陸場のうち 1 日当たりの離着陸回数が10回以下のもの(「小規模飛行場」という。)に適用し、離島にある小規模飛行場は適用対象としない。

評価の指標は、時間帯補正等価騒音レベル( $L_{den}$ )を用いる。

表 2-8 小規模飛行場環境保全暫定指針

種	別	指針値
Ⅰ	1 病院、学校その他特に静穏の保持が必要とされる建物の所在する場所	$L_{den}$ 60デシベル以下
	2 専ら住居の用に供される地域に存する住居の所在する場所	
Ⅱ	Ⅰ以外の場所であつて、通常の生活を保全する必要がある建物の所在する場所	$L_{den}$ 65デシベル以下

#### 4 工場・事業場騒音

工場・事業場騒音については騒音規制法に基づく「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）において、表2-9に示す規制基準値が定められている。

この規制基準値は、原則として工場・事業場の敷地境界で評価されるものであり、環境基準のように、個別住居等位置における値ではないことに注意する必要がある。

表2-9 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準値

時間の区分	区域の区分に対応する規制基準			
	朝	昼 間	夕	夜 間
区域の区分	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで
第1種区域	45デシベル 以下	50デシベル 以下	45デシベル 以下	45デシベル 以下
第2種区域	50デシベル 以下	60デシベル 以下	50デシベル 以下	45デシベル 以下
第3種区域	65デシベル 以下	65デシベル 以下	65デシベル 以下	50デシベル 以下
第4種区域	70デシベル 以下	70デシベル 以下	70デシベル 以下	60デシベル 以下

- 備考1 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域  
 第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域  
 第3種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域  
 第4種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域
- 2 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。
- 3 騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。
  - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。

## 5 建設作業騒音

建設作業騒音については騒音規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月厚生省・建設省告示第1号）において、表2-10に示す規制基準値が定められている。

評価の指標は工場・事業場騒音の場合と同様、騒音の時間変動特性により異なる。

表2-10 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

区 分	第 1 号 区 域	第 2 号 区 域
基 準	特定建設作業の敷地境界線について85デシベル以下	
作業禁止時間	午後7時から午前7時まで	午後10時から午前6時まで
作 業 時 間	1日10時間以内	1日14時間以内
作 業 期 間	連続6日を超えないこと	
作 業 禁 止 日	日曜日その他の休日	

備考 「第1号区域」とは、騒音規制区域のうち本基準別表第1号に掲げる、静謐の保持を必要とする区域を示し、第2号区域とは、騒音規制区域のうち第1号区域以外の区域を示す。